

第5回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会議事録

平成20年8月6日(水) 13:30～15:30

【事務局】 お待たせいたしました。それでは、ただいまから第5回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、またお暑い中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日の委員会では、自立促進援助金制度の見直しについて、中間報告に向けたまとめをいただくとともに、「コミュニティセンターの在り方」、「改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方」についてという新しい検討項目についてご議論をお願いしたいと考えております。大変盛りだくさんのテーマとなっておりますが、各委員におかれましては、改めてよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、議事進行につきましては新川委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

【新川】 それでは、第5回目になりましたけれども、総点検委員会を進めさせていただきます。本日の議事次第に従いまして、以下進めさせていただきますと思います。

まず、1つ目の議題、「自立促進援助金制度の見直しについて」でございます。前回、おおよそ大きな方向については委員会としてのご結論をいただきました。まず、自立促進援助金制度につきましては廃止をすること、その上で返還免除制度の創設をする、この2点につきまして委員会として合意をいただいたところでございます。

ただ、原則論はそうだったのですけれども、細部につきましては幾つかご意見をいただき、委員会としての結論を得ることができませんでした。そこで、改めて研究会を開かせていただきまして、論点の整理をさせていただきました。これについて今日はまずご紹介を申し上げ、その上でご意見をいただいて、一定取りまとめの方向について、委員の皆様方からご意見を賜っていければというふうに思っております。

お手元の資料1をご覧くださいければと思います。次第をめぐっていただいたところがございますけれども、第3回法的課題整理等研究会の論点整理でございま

す。

まず1番目に、自立促進援助金制度の廃止の時期ということについて。不利益不遡及の原則からすれば異例ではありますが、自立促進援助金の執行を停止した平成19年度分から廃止するべきであるというのが1つ目でございます。

加えて、この遡及廃止に伴いまして予測外の不利益が生じるおそれがございますので、これについては一定、限定的な救済措置等の配慮を検討してはどうかという整理でございます。

大きな2つ目は、奨学金の返還困難者に対する返還免除制度の創設について。これも原則論は既にご同意をいただいているところでございます。自立促進援助金制度廃止に伴い、奨学金返還困難者に対する返還免除制度を創設すべきであるという方向でございます。

加えて、返還免除の手續につきましては、国奨学金制度における手續に準ずることとし、原則として、借受者の申請に基づく手續とすることが適当であると整理をさせていただいております。

3番目、長期間自立促進援助金を支給されている借受者に対する対応についてということでございます。奨学金が貸付制度であることから、すべての借受者に対して返還を求めることが大原則であるというのがまず大きな整理でございます。借受者の負担とすることは大変苦しい選択ではありますが、健康状態、世帯の状況、生活など、総合的に考慮をし、皆が納得できる減免基準を設けて対応してはどうかという条件を付してございます。

また、平成12年度以前からの自立促進援助金支給分について、これは裁判でもございましたが、違法とは言い難いとした上で、行政機関の裁量により行政運営が長期間にわたり積み重ねられてきた場合に、行政は自ら設定した裁量基準を尊重すべきであり、これに自ら拘束され、裁量の幅が収縮すると解すべき場合もあると。実質的に、平成13年度新規自立促進援助金の支給者を対象にして判断をされた京都市の裁量が裁量権の範囲を逸脱したという、そういう判断をされた確定判決がございまして、それと異なる奨学金の返還を求める理屈付けが困難ではないかというのがここでの論点でございました。

大きな4つ目は、奨学金の返還免除基準についてでございます。基本にありますのは、国奨学金の返還免除基準としてはどうかということでありまして。これに

については、およそこれまでもご議論いただいていたところでございます。

なお、予測外の不利益が生じる者への配慮や免除の在り方については、一部免除や猶予も考えられるのではないかと。これはいろいろご意見をいただいておりますところでございます。まず、こういうふうに研究会では整理をさせていただきました。

ご覧いただいておりますとおり、1番目の自立促進援助金制度廃止ということ、それから廃止の時期については、おおよそ研究会でも論点を整理させていただき、こういう結論になってございます。

また、2番目の返還免除制度の創設につきましても、おおよそ委員の皆様方の意向に従って、こうした新たな制度創設についての方針を出させていただいております。

若干議論がございましたのは、3番目の、どの範囲の借受者の方々について返還を求めるかという点でございました。これは、平成16年度以降について検討してはどうかという、そういうご意見も前回の総点検委員会でいただいていたところでもございます。このあたりについては、債権債務の存在ということを前提に考えればやはりすべての方に返還を求めるのが大原則である、こういう考え方もあるのですが、またもう一方では、確定判決として、平成13年度からの自立促進援助金の新規受給者の方々について裁判所も裁量権の逸脱があるというふうな判断をされておられますので、これをどういうふうに受けとめるかということが論点になりました。このあたり、この後、委員の方々からもお考えをいただければというふうに思っております。

なお、返還免除基準につきましては、前回の総点検委員会でも、やはり一定配慮が必要だということで、免除の在り方についても少し柔軟な措置を考えてはどうかということで研究会でも論点整理をさせていただいております。

以上の研究会での論点整理につきまして、ご質問、またご意見をいただければというふうに考えております。

それでは、ご意見をいただく前に、恐縮でありますけれども、本日ご欠席の細田委員、それから渡部委員からご意見を頂戴いたしておりますので、コメントをご紹介させていただいて、また各委員さんからご意見をいただければと思います。

細田委員からは、前回の総点検委員会でもご意見がございましたけれども、平

成15年度までは市が「貸与を受けた方に負担のかからないようにします」と文書に明記してきたことも踏まえれば、所得判定を導入すると改めた平成16年度以降の貸与者に限って、今後、将来返還を求めていくべき、こういうご意見を頂戴しております。これは前回のご意見と同様でございます。

また渡部委員からは、貸し付けた時から相当の年月も経っていて、本人の意思が確認できないようなことも考えられ、柔軟な対応が必要であると、こういうご意見をいただいております。長期間の貸付ということについて、一定配慮ということでありましょくか。こういう2つのご意見をいただいております。

今日は、一定、当総点検委員会としてのある程度の方向を出させていただきたいと思っております。ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【山本】 質問でもよろしいでしょうか。

【新川】 はい、どうぞ。質問、結構でございます。

【山本】 遡及廃止による予想外の不利益ですね。予想外の不利益が生じる者に対して限定的な救済措置等の配慮。「予想外の」というのは、例えばどんなことでしょうか。

【新川】 一応想定をしましたのは、平成19年度から自立促進援助金の支給を停止しております。現在、20年度になります。これは、仮にですが、返還の請求をするとすると、19年度、20年度、場合によっては21年度まで含めて、非常に多くの金額が一度に請求をされる可能性もあるというようなこともちょっと考えてみました。それが1つございます。また、もちろん従来からの分もありまして、まさか返還を請求されるとは思っていなかったというようなことも当然あるかと思っておりますが、事務局のほうで、もし予測外ということで何かそのほかございましたら補足をいただくとありがたいんですが、いかがでしょうか。

【事務局】 19年度分につきましては、一部、16年度以降、先ほどご意見をいただいておりますけれども、所得判定をしておりますして、所得の判定の結果、下回った方については自立促進援助金を給付するというお約束をしております。そのことからすると不利益の遡及になるということが予測外という1つの事例になると考えられます。

【新川】 ありがとうございます。

どうぞ。

【山本】 3の中の「・」の2つ目の「総合的に考慮して、みんなが納得できる減免基準を設けて対応する」。みんなが納得できる減免基準というのは、そんなんでいいんですか。文章としてはわかるんですけど、例えばイメージとして……。

【新川】 具体的には、やはり、実際にそういう方がいらっしゃるかどうかわかりませんが、普通の市民の方がご覧になってご理解をいただけるような、そういう基準というふうな意味で使わせていただいております。つまり特定の立場ということではなくて、中立的な位置にいらっしゃる方でもこの問題の一定利益関係をご理解いただければ、減免基準としてはそういう基準が妥当だなというふうに感じていただける、そういう基準を想定しておりました。なかなかそんな人はいないと言われたらそれまでなんですけど、そういうことを少し考えているところです。

【山本】 なかなか難しいですね。

【新川】 現実には、もちろんだという減免基準を最終的に設けられるかは市のご判断がありますが、私どもとしては、1つの提案としてはこういう基準をぜひ考えていただきたいという提案をさせていただきたいということでございます。

【長谷川】 前回欠席させてもらって申しわけありません。

既に確定した判決の部分で、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、平成13年からというふうな部分は考えられないんでしょうか、もう判決が確定しているということで。私はそのように思ったんですが。

【新川】 ご意見を賜りまして、ありがとうございました。研究会の論点整理の3の3つ目の「・」のところは、今長谷川委員がご指摘いただいたような方向で考えてはどうかということで書かせていただいております。やはりなかなか、客観的にどこを考えたらいいのかというときに、既に確定をした判決ということで無視するわけにはいかないというのが一応、議論の中でも出てきた意見でした。

どうぞ。

【山本】 3については、私も今長谷川委員のおっしゃられたことと同感で、やっぱり、16年にする、あるいは原初からというのは、いろんな意味で無理があるような気がするんですね。特に、16年にした場合に、13年の確定している判決との抵触とかいろいろあるでしょうし、やはり法的に出ている分に準拠するしかないといえますか、いろんな意味で矛盾がないというのは、13年度からではないでしょうか。

【新川】 ありがとうございます。

山下委員。

【山下】 私、前回欠席させていただきました折に、資料をいただきまして、コメントのほうを出させていだいたんですけれども、すべての方にとというのが大原則であるというのはわかるんですが、それが難しい場合はどこで判断基準とするのかというところになっているかと思えます。その中で、やはり今お2人がおっしゃいましたように、私自身も、一番客観的な1つの基準がなければならないのかなと思ひまして、それが中立の立場で出されました判決であるのかなというふうに思っています。

13年度以降と14年度以降というような話だったかと思うんですが、13年度以降というのは判定が確定しているということで、もう1つのほうは確かまだ……。

【新川】 現在、高裁で……。

【山下】 高裁でしていらっしゃるということなので、私自身は確定している平成13年度以降というのが1つの客観的な基準になるのではないかなと思っております。

以上でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

そのほか、ご意見ございませんでしょうか。

【田多】 私も、13年度以降というのが、よいと思います。

【新川】 それでは、自立促進援助金制度の見直しにつきましては、今おおよそご意見をいただきました方向、つまり論点整理にありましており、自立促進援助金制度の廃止、それから返還免除制度の創設、廃止につきまして平成19年度分から、そして、予測外の不利益ということが当然生じ得るわけでございますので、それにつきましては一定限定的な救済措置を、それから返還免除制度につきましては、奨学金返還困難者に対する措置を国奨学金制度に準ずるものとし、ただ、原則として借受者の申請に基づく、まさに自立の精神に基づいた手続とするという方針で中間報告を作成したいと考えます。

また、長期間自立促進援助金を支給されている借受者の方に対する対応については、原則としてはすべての借受者に対して返還を請求するというのが大原則ではあります。当総点検委員会としては、やはり大阪高裁の確定判決、これを

一定基準に考えるべきではないかというご意向であったということだろうと思います。

なお、奨学金の返還免除の基準については、やはり、さまざまな配慮が免除の在り方について必要ということでございますので、一部の免除や猶予も含めて、もちろんベースは国奨学金の返還免除基準ではありますが、予測外の不利益が生じる方々については一部免除や猶予も考えてはどうかということで大筋中間報告をまとめさせていただきたいというふうに考えます。具体的な中間報告のまとめについては、次回の当総点検委員会に、恐縮ですが、私のほうで一定報告の素案を作らせていただいておりますので、そんな手順を進めてまいりたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。

【中坊】 今おっしゃっている意見とはちょっと違うんですけども、一番気になりますのは、資料に出ていますように、長い間貸していた人たちに対して、それじゃ、請求そのものをしないということになりますと、いわゆる債権放棄、債務免除という積極的な行為を個人に対してしなければならないことになると思うんですね。そのことが本当に一般市民にとって納得のいく範囲かどうか。

確かに、長期間そのような行政のために、もらったと同然だと思っておった。しかし、その援助金要綱が廃止されたから払わないかんということですけど、やはりそれは誤った市の行政があったことに基づくことであって、確かに判決も不測の不利益を与えないということを重視されているのはわかるんですけども、しかし同時に、古い方々というのは大学を卒業されて比較的返済が可能な時期にまで来てはるということですね。それも裁判所が、高裁の判決の中において、そういう単に同和地区の人たちの生活レベルが上がったからということと別に、そのような返還をしやすい状態にまでなっておるか、なっていないか。長期間が経過する中において、そういう人も発生しているではないか。それを一律に全部援助金を支給したというところに基本的な問題点があるということも言われておるわけですし、私は、平成19年に遡って、すべての人が返済、貸付金ですから、貸付金としての返済を求める対象になるという大原則のもとにやらないと、本当に、我々がというよりも、市民の税金がそこへ、しかも権利があるのに債権を免除します、債権を放棄しますというようなことが、一体、本当に市民感覚に受け入れられることなのか。

私はあまり高裁判決の意味を、確かに平成13年度からというふうに限定、判決の結論としてそう決めたことに非常に悩ましいという、安保さんも言うてはったけども、確かになぜ13年ということになってくるわけですけど、しかし、これ、制度全体として考えたときには、やはり援助金制度を廃止することに伴う後遺症というものが、当然にこのような市の長い間のいろいろ誤った行政が行われた結果、いろんなひずみが発生している。それが多くの同和地区の奨学金をいただかれた方、貸し付けられた方についても、いろいろ大変なご迷惑をかけているかわかりません。しかし同時に、これは市民全体として考えて、公の債権をどう処理するかということについては私はもう少し抜本的に考え直していく必要があるんじゃないか。だから、原則はそのとおりなんですけれども、私はいろいろその点についてはもう少し考えないといけないところがあるんじゃないかと、私個人はそう思います。

【新川】 ありがとうございます。

当総点検委員会では、特に借受者の方々についてどういう範囲で返還を求めるとかということについて、1つの考え方としては、大阪高裁判決、確定判決がやはり基準になるのではないかとということでご意見をいただいてまいりましたが、今、中坊先生からは、いや、やはり原則論、大原則のところには立ち戻らないと、本来の自立促進援助金制度を廃止したことの意味や、それから、それに伴う本来的な行政の在り方に立ち戻るといふことにならないのではないかと、こういうご意見をいただいたところでございます。

これに関連しまして、何かそのほかご意見ございましたら。

どうぞ、安保さん。

【安保】 自立促進援助金というものを廃止するわけですから、その後始末をどうするかという問題がありまして、その中で、先ほどもいろんな委員の方がおっしゃっていましたように、どういうふうな形でそれを清算するかのところで、例えば、大原則はそうであるとしても、じゃ、返還免除とか減免するとか、そういうのをみんなが納得できる減免基準とかいう形で、なかなか悩ましい問題を何らかの方針も示さずに、すべてを委ねていいものかどうかという問題があると思うんですね。

ですので、この委員会としては一定のやっぱり方向を、細かい基準とかそういうことの設定は難しいと思いますけども、この委員会として、市民から選ばれた

委員としては一定の、こういう基準がいいんじゃないかということは大筋は言わなければというふうに思います。その基準として、いろいろ考えても、現実的に長くやられてきたことに対する後始末ですから、やっぱりその時間の経過というものを考慮せざるを得ないのではないかというふうに考えています。

【新川】 ありがとうございます。

今、安保先生からは、自立促進援助金制度の廃止に伴いまして、やはり当総点検委員会としても、もちろん、原則はおそらく、中坊先生がおっしゃった、すべての対象者の方にということでありましようけれども、具体的な一定の方向というのは示すべきではないか、そして判決もやはり無視すべきではない、こういうご意見をいただいたところでございます。

特に、論点整理の3番目、長期間自立促進援助金を支給されている借受者に対する対応についてのところで、少しご意見が分かれるところでございます。

【長谷川】 私、公認会計士、税理士の立場で。特に税務のほうの観点なんですけども、仮にいわゆる税金を納めなければならないものは絶対に納めなあかんという大原則があるんですけども、最後の折衝というんですか、その方の担税力の関係で、やはり話し合いの交渉によって、分割とか延納みたいな形で許してもらえる。許す言うたらちょっと語弊があるかもしれませんが、現実の部分は、課税の公平性からいけば絶対払わなければならないんですけども、そういうこともままあるということで、ちょっと、これ、論点が違うかもしれませんが、そういうこともまま現実にあるということをおっしゃってほしいと思います。

【新川】 ありがとうございます。私たちもそのあたりは、特に返還免除の基準ということについて、やはり予測外の不利益が生じるような場合、先ほど事務局からもお話がありましたけれども、そういう場合については、やはり免除あるいは返還の猶予といったような考え方もあるのではないかとということで、ただ、それ以上私どもがどうこうするというのは当委員会の役割としては難しいところがあるかと思いますが、そういうことも考えられるのではないかとということでございました。

そのほか、いかがでしょうか。

それでは、この自立促進援助金制度につきましては、おおむねご意見をいただきました。そして、委員会でのおよそそのご意見の方向については、特に第3回

研究会の論点整理の方針に沿った形で一定のご了解をいただいたかと考えております。

先ほど申し上げましたように、特に長期間の借受者に対する対応、それから奨学金の返還免除基準についてご意見をいろいろいただきました。当委員会でのここまでのご検討を踏まえて、一旦私のほうにお任せをいただいて、委員会としての報告を一定取りまとめさせていただきたいと思いますが、そういう方針でいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、ご同意をいただきましたので、自立促進援助金制度の見直しにつきましては、次回当委員会までに、私、委員長のほうで今日のご意見をベースに中間報告を提示させていただき、お諮りをさせていただくということにいたしたいと思っております。

なお、次回委員会までに、あらかじめ案につきましては全委員の皆様方にお示しさせていただき、ご意見をいただきやすい形にしていきたいと思いますというふうに思いますので、よろしく願いいたします。事務局のほうは、そういう扱いでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、自立促進援助金制度の見直しにつきましては以上にいたしたいと思っております。

よろしければ次の議題に移ってまいりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

それでは、本日の2つ目の議題でございます、議事でございます「コミュニティセンターの在り方について」、これについて議論をいただいてまいりたいと思っております。

これは、一番最初に当委員会の課題の1つとしてお示しをいただいておりますが、それ以来、少し議事が遅れておりまして、今日、改めてということになるかと思っております。

まず、既に資料等をご覧いただいているようですが、本日、改めて、追加の資料も含めまして、事務局からご提示いただいているものがございますので、まずは内容の説明をいただき、その後、各委員からのご意見をいただいてまいりたいというふうに思います。

なお、このコミュニティセンターの在り方につきましても、今日1回ですべて

結論が出るというふうには考えてございませんので、本日のところは、それぞれのご理解を深めていただき、いろいろと内容についてご確認をいただくような、そんな機会にさせていただければというふうに考えてございます。

それでは、恐縮ですが、まずは事務局から資料のご説明をいただき、その後、ご意見を賜ってまいりたいと思います。事務局、よろしく願いいたします。

【事務局】 コミュニティセンターの事業についてご説明をさせていただきます。

まず、資料2の2ページをご覧ください。

本市では、大正8年に全国に先駆けて三条地区に託児所を開設いたしました。その後、昭和11年に家事見習所と統合して隣保館を設置して以降、福祉センター、屋内体育施設、学習センターなどの機能を順次充実し、同和地区における身近な行政機関、行政と住民のパイプ役として、住民の就労や生活相談をはじめ、生活実態の把握や各施策の周知に努めてきたところでございます。

この隣保館につきましては、平成9年に国の法律が改正され、本市におきましても平成10年度以降は、同和地区住民と周辺住民との交流を広げる取組を行ってきたところでございます。

その後、平成14年3月末の地対財特法の失効に伴い、平成14年4月に隣保館条例をコミュニティセンター条例として全面改正し、コミュニティセンターを人権が尊重される豊かな地域社会の実現に寄与する市民の自主的な活動を振興するための施設として位置付けました。利用対象につきましては、より幅広い市民の交流を図るため、区域、支所域から、さらには全市域まで拡大してきたところでございます。

コミュニティセンターの運営につきましては、地域に根差した組織が事業運営を行うことが住民の自立や地域コミュニティの再生につながるとの考えから、平成17年度から一部事業の委託を進め、現在、市内15カ所のコミュニティセンターのうち、6カ所のコミュニティセンターで業務委託を実施しているところでございます。

このように、隣保館は同和問題の解決に向け、同和地区における行政の総合窓口、同和対策事業の現地の行政機関としての役割を果たし、総合コミュニティセンターに位置付けが変更されて以降は、より幅広い市民の交流拡大、また地域に根差した組織への委託等の取組を進めてまいりました。

そうした中で、コミュニティセンターの利用は着実に広がりを見せ、業務委託を行っているNPO法人等を中心に、地域コミュニティの形成の動きも芽生えつつあり、一定の成果が表れているところがございます。

しかしながら、コミュニティセンターの利用については、広がりを持ちつつあるものの、いまだ利用率は低い水準であり、結果として少数の団体やサークルだけの利用にとどまる場合もあるなど、結果として特別扱いとの誤解を与えかねない事業もございます。また、コミュニティセンターに寄せられる生活相談についても、件数の減少とともに内容も変化するなど、平成14年度のコミュニティセンター設置時と比べて、コミュニティセンターを取り巻く環境も大きく変化しております。

こうした状況を踏まえまして、今日時点におけるコミュニティセンターの在り方そのものについて、根底に立ち返った検討が必要であると考えているところがございます。

5 ページ以降がコミュニティセンターの施設概要となっております。

現在、15カ所のコミュニティセンターがございまして、コミュニティセンターに附属施設として、体育施設、福祉センター、資料展示施設、学習施設を合計56施設設置しております。

6 ページに各施設の一覧を記載してございますので、ご参照ください。

7 ページの開所時間、休所日についてでございますが、施設により多少違いがございますが、学習施設以外につきましては、第2・第4土曜日、日曜日、祝日を休館日としております。本館、屋内体育施設については、平日につきましては午前9時半から午後9時までが開館時間でございます。第1・第3・第5土曜日につきましては、午前9時30分から午後6時まで開館しております。

福祉センターにつきましては、平日、第1・第3・第5土曜日ともに、午前9時から午後4時30分を基本として開所しております。

次に、コミュニティセンターの事業概要でございます。

8 ページをご覧ください。

まず、相談事業についてですが、これは隣保館当時から住民に対し生活上の相談に応じています。平成10年度以降は、区役所をはじめとする関係機関による一般相談や分野別の相談等に移行して対応することを基本とし、住民の自立を支

援するという視点に立ち、情報提供を中心とした取組を進めております。

表にありますように、平成19年度には相談件数は6,465件、1コミュニティセンターで1日当たり1.8件となっております。平成14年度と比べて約3割の減少でございます。

相談内容につきましては、9ページにありますように、住宅関連、駐車場関連、そのほか住環境などの一般的な問い合わせや要望等が多くなってきております。

次に、貸館事業でございます。コミュニティセンター本館では、会議室や和室、サークル室など、屋内体育施設、運動広場を無料で貸出を行っております。

10ページの取組の経過にありますように、旧隣保館当時の平成9年度以前は、原則として同和地区住民を利用対象者としておりましたが、その後、順次利用対象者を拡大し、先ほど申しましたように、平成14年度からより幅広い市民の交流を図るため、区域、支所域、さらには全市域にまで利用対象を拡大し、現在では市民であればどなたでも、使用日の3カ月前のその月の初日からお申し込みいただけるようになっております。

利用件数につきましては、11ページの表にございますように、平成19年度で10,378件、これは平成14年度と比較して約7割の増加となっております。とりわけ体育施設は、平成14年度の2倍以上の増加となっております。

また、市民の利用範囲につきましても、小学校区域外の利用割合が約半数となるなど、大きく拡大しているところでございます。

一方で、12ページの表にありますように、稼働率におきましては、本館の合計4.5%、比較的利用の多い屋内体育施設でも42.4%と、いまだ低い水準となっております。

福祉センターにつきましては、14カ所ございますが、1施設1日当たり6人程度の利用となっております。

次に、13ページの交流事業をご覧ください。

交流事業といたしまして、陶芸教室や生け花教室などの講座、講演会や祭りといったコミュニティづくりイベントを実施しております。市民しんぶんの活用等、広報の充実に努めた結果、参加者は年々広がりを見せ、講座については約3割が小学校区域外からの参加となっております。参加人数は、講座の実施回数の減少を反映して、19年度実績として6,413人。こちらは平成14年度と比べて約

2割ほど減少しているところでございます。

次に、コミュニティセンターの運営についてでございます。

16ページをご覧ください。

コミュニティセンターの運営に当たりましては、国から補助金を受けており、現在、職員105名で、交替制勤務の体制を採り運営しております。

また、先ほど申し上げました貸館事業や交流事業といったコミュニティセンターの事業については、地域に根差した各種団体が参画するNPO法人等に対して委託を進めております。

事業委託により、17ページに記載しております住民の自立意識の向上、コミュニティの再生と活性化、地域福祉の推進、地域交流の促進と人権尊重のまちづくり、効果的・効率的な事業運営の効果を期待しており、現在、楽只、岡崎、壬生、崇仁、吉祥院、上花田の計6カ所のコミュニティセンターにおいて、事業の一部委託を行っております。

最後に、コミュニティセンターの運営経費でございます。

18ページの下の方をご覧ください。

平成20年度予算で見ますと、一部業務委託費を含めました物件費といたしまして約3億円、人件費を含めまして約12億円となっております。財源といたしまして、国から約1億円の補助金を収入しております。

続きまして、資料3でございますが、相談事業の状況、相談事業の対応記録、コミュニティセンターの使用状況、コミュニティセンター稼働率、福祉センターの利用状況、学びとふれあいのための事業一覧ということで添付させていただいております。

まず、1ページの相談事業の状況ですが、受付時間帯で最も件数が多いのが、お昼の12時から午後6時までの時間帯となっておりますが、1時間単位の件数は午前中が比較的多くなっております。対応時間は10分以内と1時間以内、区分でいきますとAとBでございますが、2つ足して全体の約9割を超えております。比較的短時間での対応となっていることがうかがえます。

2ページと3ページにつきましては、相談事業の具体的な対応記録の例を記載しております。

次に、貸館の状況ですが、4ページをご覧ください。

一覧表で挙げさせてもらいますが、本館といたしまして3,592件の貸館利用がございまして、屋内体育施設としては6,568件の利用となっております。小学校区域の方の利用が約半数ということになってございます。

また、5ページにおきましては稼働率の一覧を挙げさせていただいております。上の表は貸館のみの稼働率となっております、下の表は、貸館以外にコミュニティセンターで実施している事業等の数を加えた稼働率となっております。

6ページにつきましては、福祉センターの利用状況となっております。先ほど申しました全14カ所の福祉センターで個人利用の来館者合計が全体といたしまして22,599人、1施設1日当たりに割り戻しますと約6人の利用となっております。

最後、6番としまして、7ページ以降、学びとふれあいのための事業一覧を掲載させていただいております。

コミセンの状況につきましては以上でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

コミュニティセンターの現状、運営の内容等々につきまして、詳しい資料を含めてご説明をいただきました。このコミュニティセンターにつきまして、ご質問、またご意見など賜ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。どうぞ。

【田多】 平成14年から、旧同和地域以外の方も利用させていただいておりますけれども、使用料が無料とお聞きしているんですけども、使用料はいただいたほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけども。

【新川】 ありがとうございます。

事務局のほうにお伺いしますが、コミュニティセンターの使用料はどのようなふうになっているのでしょうか。

【事務局】 いわゆる社会福祉法、そちらのほうで、旧隣保館等で行われます隣保事業、こういうものにつきましては規定上は無料または低額で実施するという、そういう法的な規定がございまして。

【新川】 ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、山本委員さん。

【山本】 コミュニティセンターとしていろんなことをやっているというのはよくわかりますが、同和地区以外のところにもこのようなコミュニティセンターといっているようなものが多分あるわけですね。その辺の対比といいますかね。例えば、私は滋賀県の草津に住んでいるんですが、各小学校エリアみたいなところで1つこういう会館みたいなものがあって、市からの職員がいて、文化的なこととかいろんなことに使っていますね。多分そういうものと同じような役割を果たしているんだろうと思うんですけども、1つの施設についてのエリアの大きさとか人口とか、その辺で格段に同和地区にあるコミュニティセンターとそのほかのところと差があるのかどうかとか、その辺のところをできればちょっと知りたいと思うんですが。

【新川】 それでは、事務局、すみませんが、そのあたり情報提供をお願いします。

【事務局】 いわゆる類似の施設という観点で申し上げますと、例えば公民館とか、あるいは自治会館というような、そういうたぐいの施設になるかと思うんですが、内容的には大体、貸館とか、あるいはイベント等を実施する場ということに、その分については類似かと思うんですが、根本的に違うのが、いわゆるコミセンにおいては地区住民の生活相談といいますか、そういった事業がメインになっておったというところ辺が一番大きな違いではないかなというふうに思います。

それともう1つは、区域的なエリアの関係ですけれども、確かなものではないですけれども、多分、公民館等はいわゆる中学校区域ぐらいのエリアがおおむねカバーしているエリアではないかなというふうに思っておるんですけども、このコミセンについては、現在では対象としては全市域どなたでもご利用いただけるという意味では、エリアとしては広がりがあると。

ただ、もともとの経緯で申し上げますと、いわゆる旧同和地区のための施設であったと。そういう区別といいますか、違いがあるかなというふうに思いますけれども。

【山本】 出発点は非常に違いますけど、ただ、今こうして見ると、かなり性格的には一般化したコミュニティセンターという形になってきているわけですね。

【事務局】 そうですね。

【山本】 原点はもちろん違うというのはよくわかるんですけども。

【事務局】 ですから、いわゆるやっている事業の中身とか、あるいは貸館とか、そうい

った面に着目しますと、ほとんど一緒という状況ではございます。

【新川】 どうぞ、長谷川さん。

【長谷川】 今回、広報いうんですか、一般の方にコミュニティセンターが使えるということを知周徹底しているんでしょうかね。その辺のところの部分ですね。

【事務局】 周知につきましては、市民しんぶんと商業新聞に掲載いただくとかということで、全事業ではございませんけども、周知をしています。それと、あと年度初め、特に5月、憲法月間でございますので、コミュニティセンターをこういう形でお使いくださいというPRはいつもさせていただいております。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか。どうぞ、中坊先生。

【中坊】 私は感覚だけで言うんですけども、やはりこのコミュニティセンターの件で、職員が105名ですか。105名の職員が関わっているということが異常なことではないかと。予算が12億円も要っているということもまた問題ではないかというような気がしますね。

基本的に自主とか自立ということが大切であって、基本的には地区の人たちが自らやっていくというのが基本であって、職員が管理をし、そういうことでやっているから先ほど言う無料の問題も出てきておるわけで、そういう問題では、もう一度基本的に見直していくのが方向が正しいのではないかというような気がいたします。

【新川】 どうもありがとうございます。ご意見を賜りました。

どうぞ、長谷川委員さん。

【長谷川】 それに付随することですけども、私も最初説明をお聞きしたとき、105人で人件費が9億3,600万でしたね。これ、平均すると1人当たり年間900万ぐらいになるのかなと思うんですね。その辺の金額的な部分の妥当性みたいなものを最初にちょっと疑問に思いました。

【新川】 事務局、何か関連してございますでしょうか。

【事務局】 職員の数についてなんですけれども、確かに105人ということで非常に大きな数になっておるんですが、これ、実は、先ほど申し上げましたように、この施設の開館時間が朝の9時半から晩の9時までということで、いわゆる交替制勤務をとっております、その関係で通常の数よりも多くなっているのが実態でござ

ざいます。

【新川】 ありがとうございます。

どうぞ，山下委員さん。

【山下】 山本委員から先ほどご意見が出た中で，スタートが違うというところで，隣保館というスタートといわゆる普通の公民館とかとは違うというところではあると思うんですが，生活相談をされていたのがメインということにはなってきているとは思いますが，その生活相談の内容も多岐にわたって，また数的には減ってきているという現状の中で，例えば窓口を統合されるといいますか，いわゆるコミュニティセンターの窓口という位置付けを完全に外してしまうといいますが，一般的に苦情であったりいろいろな問い合わせは，ここに，お越しくださいなのかお電話されるのかちょっとわからないんですけども，ここを1つのところにしてしまって，各施設でされている窓口をまとめられるということも1つ必要なのかなというふうには思います。

それであればこんなにたくさん施設が必要なのかどうなのかなというところも出てくると思いますし，昭和50年代か60年代に建てられたものがそのまま残っているというところで，かなり古い施設もあるかと思しますので，施設の整理という部分を一度考えられてもいいのかなとは思いますが。

以上です。

【新川】 どうもありがとうございます。

参考までに事務局にちょっとお伺いしますが，施設そのものは年代的にも大分，いろいろ新しいところもあるようでありますけれども，時期的にはいつごろ建設されたものが多いんでしょうか。何か資料ございましたかね。

【事務局】 資料といたしましては，先ほどの6ページで一覧を挙げておりますけども，古いものでは大正時代からですが，昭和40年代，50年代が基本的には多うございます。

【新川】 昭和40年代といえますと40年ぐらい既にたっているということになりますので，中には改築等々が必要になってきているものもそろそろあるというふうに理解したほうがよろしいでしょうか。

【事務局】 時期的にはかなり古い建物になってきている場合もありますので，物理的なものとしては，そういう時期に近づいてきているというぐあいに思っております。

【新川】 最近の建築物というと、やはり耐震の問題が大分社会的には関心を集めているようですが、このあたりもやはり検討しなければならないことが多いということでしょうか。

【事務局】 耐震につきましては、コミュニティセンターだけではなく、オール市の公共的な施設につきましては順次しておりますので、全部のコミュニティセンターがすべて調査を終わっているわけございませんけれども、順次行っているところでございます。

【新川】 順次やっておられると。

そのほかいかがでございましょうか。どうぞ、安保先生。

【安保】 隣保館については府内の他市町村でもあると思うんですけども、そこではどういう運営をされていて、京都市のようにコミュニティセンターというふうな形で移行されているところがあるのかどうかという点と、ちょっと事業の内容が勉強不足であれなんですけど、国の要綱によって直営でできるところとできないところがあって、相談事業は職員でやらなきゃいけない。だから、直営でやろうとしても、実施時間とかそういうところについては縛りはないんですよ。それはこちらのほうで、例えば実施曜日とか実施時間とか、そういうのは一定決められる。ただ、誰か直営で市の職員がやらなければいけないということになっているんでしょうかね。

【新川】 一応、事務局のほうでご確認いただけますでしょうか。

【事務局】 先ほどのコミュニティセンターの委託の話もご説明いたしましたけども、おっしゃいましたように、相談事業については直営で職員が行っております。あと講座ものであるとかイベントもの、これについては一部、6カ所のコミュニティセンターで委託していますので、そこにつきましては直営でなくても国の補助は可能であるというふうに聞いております。

【新川】 相談事業以外は委託ができるということでもよしいわけですね。

それから、安保先生からもう1点ございました、府内の他の市町村、あるいは全国でも結構なんですけど、ある市町村ではこの隣保館事業、その後どうなっているのか。もしご存じの範囲がございましたら。

【事務局】 府下では、基本的にはいわゆる隣保館の形で継続しておると。名称的には市民交流センターとか文化センターとか、そういった名前に変わったりもしており

ますけれども、隣保事業として、あるいは生活相談等は引き続き実施されております。

【新川】 どうぞ、中坊委員。

【中坊】 ちょっと関係ないことを言いますけれども、私、かつて京都府下の警察署の交番所と駐在所の見直しを検討する委員になったことがあるんですけど、そこで、先ほどからも少し言いましたように、自主性と関与される方の対応なんですけど、例えば私が見て一番感心しますのは、駐在所というのは、市内で非常に減少しているんですけど郡部では多いんです。駐在所は奥さんに手当が出るんですよ、警官と別に。その二人によって、事実上24時間いろんな相談事に応じる。その駐在所へ何が一番相談に行きはる人が多いかというたら、みんなサラ金なんですね。そういうふうにして、そういう人たちが非常に多様な、わずかな人で、その領域といえればかなり広い面積を郡部で持ってはって、交通事故からサラ金の相談から、そういうことを全部駐在所がやってはるということを、私、現実経験したことがあるんですね。

だから、コミュニティセンターというのも、職員が9時までいるから、交替制だということからすれば当然100何名の職員も必要になってくるでしょうし、基本的に発想をもう少したて直して、しかも地区の住民の人たちが主体性を持ってやっていく。すべて行政委託というところに基本的な問題があるので、住民の方が支持さえしていただければ、よりきめ細かい対応もできるだろうし、私は、先ほどとちょっと意見が違うんだけど、あまり整理というよりかは、むしろもっと充実させていただくことが必要ではないかと。

その必要な在り方というのは、先ほど言うような多様な人たちによって、赴任されてくる公務員でなければいけないということじゃなしに、準公務員と言ったらおかしいかもしれんけれども、手当の出ている人たちがそういうことをやっている。こういう現実もあるので、そういう点もまた考え直していただくことが必要ではないかというふうに思います。

【新川】 ありがとうございます。

少しコミュニティセンターの在り方、内容についてのご意見をいただいております。どうぞご自由に、各委員さん方からございましたら。

【安保】 相談事業というのは、開いている時に随時いつでもできるという相談ですか。

相談内容とかを見ると、例えば高齢者相談とか高齢者の関係、そうすると、地域包括支援センター、ああいうところとの連携とかはどうなるのでしょうか。そこでもそういうことは聞き、ここの相談とどう違うのかとか、他のいわゆる地域住民に対する相談、例えばいろんな他の区役所でやっている相談とか、いろんな相談はあった上で、なおかつこの生活相談をやられているということなんですよ。じゃ、他の相談との連携とかをされているのでしょうかね。

【新川】 事務局、いかがですか。

【事務局】 まず前提ですけれども、旧同和地区住民の方が相談はすべてコミュニティセンターでしなければならないということはまずございません。今おっしゃったみたいに、関係のある福祉施設であるとか、福祉事務所であるとか保健所の窓口にご自分で直接ご相談される方もありますし、法律相談される方もあるという中で、まだそこに直接お話しする内容が、どこにしゃべっていいのかわからんとかという段階である方、例えばそういう方についてはコミュニティセンターにご相談に来られるとか電話がかかってくるというのが現況でございます。

時間帯も特に限定しておりませんし、この内容でなければ相談を受けないとか、場合によっては苦情から要望から、その方の中で幾つも課題が重なっているということもございます。

【新川】 長谷川委員さん、どうぞ。

【長谷川】 15カ所あるということですが、中坊先生のほうから、もっと充実したらいいかということですが、地域によってそれぞれの利用のされ方が違うんだろうと思うんですよ。やっぱり充実という意味では、先ほど私申しましたように、周知徹底ということですか、市民しんぶんとかでされていると思うんですけども、よりいいようにされたらどうかというふうに思います。

【新川】 ありがとうございます。

どうぞ、山本委員さん。

【山本】 いろんな側面が僕はあると思うんですけども、コミュニティセンターといいますか隣保館、コミュニティセンターの問題を考えると、あるいは改良住宅、あるいは議論をしてきた奨学金の問題、諸々のところで根底にあるのは、これは僕自身の思いなんですけれども、今、中坊先生もその言葉が出てきましたけれども、やっぱり自主性といいますか、自主という考え方だと思うんですよ。例えば今の

隣保館，これだけ歴史をたどっていったって，今，コミュニティセンターという形で市は広げてきているわけですがけれども，僕はここまでくると，モデルとしては全然，同和地区以外のところにあるいわゆるコミュニティと同じだと思っているんです。

例えば僕の住んでいる身近なところでいっても，300世帯ぐらいのところなんですけど，町内会というのがあるんですね。町内会は何をやっているかというところ，毎年，年会費2,000円なら2,000円なりを払って自分たちの会館を作って，自主的に運営しているんですよ。そこではほとんどこれと同じような機能が果たされているんですね。ただ唯一違うのは，当初から言われていますように，いわゆる相談機能と申しますか，そういうものについては確かにありませんけれども，それ以外のところでは全く同じことをやっている。

そういう町内会が十二，三個集まって，それで，言ってみれば昔で言う公民館と申しますか。そこではより大きな規模での文化活動をやったり，その地域のさまざまな課題を解決していく機能とか，そこには市の職員が1人派遣されていると，そういう感じなんですよね。

だから，僕はやっぱり同和地区の問題としてこの隣保館というのはスタートして，いろんな問題があるんですけれども，今考えていくベースというのは，ここが自主独立していったって同じようにやっていくんだという信念みたいなものをどう前へ進めるかということがやっぱり基本にないといけないと思います。

ですから，考え方，一気にどうこうするわけじゃないですけども，そういう前提があって，それじゃ，相談機能をどうするのかということになったときに，山下委員の言われたような考え方もあるでしょうし，中坊先生が言われたような考え方もあるということだと思っただけなんです。その辺のところ，ベーシックには僕はそういうふうを考えているんですね。

【新川】 どうもありがとうございました。

よろしゅうございますでしょうか。

今，山本委員から，大もとのところをどういうふうな考え方をするのか，また各委員からも，そもそもの施設の設置の趣旨，そういう現在の利用，それを踏まえたいろいろな観点からのかなり幅の広いご意見をいただきました。

今日は特に結論を出そうというふうに思っておりませんので，ただいまのご意

見、これを一旦整理をさせていただきますして、次回、続けて、このコミュニティセンターの在り方について、どうあるべきか、基本のところを少し当委員会としても議論を深めることができればというふうに思っております、今日のところは、まず若干のご質問をいただき、そしてまたコミュニティセンターについての幾つかの考えをお伺いしたということで、ひとまず今日のところは、コミュニティセンターについては以上にさせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

特にございませんようでしたらば、もう1つ、今日は資料を見ていただき、そして少し議論の糸口をつかんでおきたいと思っております。3つ目の議題でございますが、「改良住宅の在り方について」でございます。これにつきまして詰めてまいりたいと思っております。

まず、事務局のほうから、恐縮ですが、資料をいろいろつけていただいておりますので、ご説明方をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】 それでは、改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方につきましてご説明申し上げます。

資料4をお開きください。

改良住宅につきましては、制度の違い等から、公営住宅と差異がございます。これまでの経過等から、結果として差別的な扱いと見られるようなものが残っております、それらにつきましてご検討をいただきたいと思いますという形で考えております。

本日は、市営住宅を取り巻く状況につきまして、公営住宅と改良住宅の違いや、これまでの建て替え事業の経過、管理の状況等につきまして、委員の皆様のご理解をいただければと存じております。

したがって、本日、資料4につきましては、4月23日に開催されました第1回の総点検委員会の資料を再度提出させていただいておりますが、参考資料を充実させていただいておりますので、これを中心に説明させていただきたいと考えております。

資料4の5ページ目をお開きください。

公営住宅と改良住宅の状況でございます。公営住宅は、昭和26年に制定されました公営住宅法により建設しております、入居者は住宅に困窮する低額所得

者でございます。市場で良質な住宅を確保することができない低所得者の居住の安定に資するものでございます。入居者の募集は原則公募となっております。入居資格には一定の収入要件がございます。例えば4人家族で給与収入の方がお1人の場合、年収510万円以下というふうな形で収入条件が設定されております。

一方、改良住宅でございますが、一部に公営住宅の予算で建設したのもございますが、昭和35年に制定されました住宅地区改良法により建設するものでございます。入居者は、事業の施行に伴い住宅を失った方でございます。入居者の募集や収入要件はなく、土地建物の買収に応じていただいた方に入居いただくというものです。ただし、空き家となった改良住宅につきましては、公営住宅と同様の取扱いができることとなっております。

次に、それぞれの建て替え事業の根拠でございますが、公営住宅は公営住宅法により公営住宅として建て替えることとなりますが、改良住宅は、改良住宅等改善事業制度要綱に基づいて建て替えを行っておりまして、建て替え後の住宅は更新住宅と位置付けされております。

家賃制度につきましては、かつては公営住宅も改良住宅も建設費から算出した家賃、いくら建設費にかかったかというところから算出した家賃をもとに、入居者の状況に応じた家賃ではなく、住戸ごとに家賃を設定しておりましたが、京都市の公営住宅では、平成9年度から応能応益家賃制度、これを導入しております。改良住宅では、平成12年度から公営住宅と同様の応能応益家賃制度を導入しております。

この応能応益家賃制度は、入居者の負担能力に応じた応能部分と、建物の広さとか立地条件あるいは設備の状況などの応益部分、この2つの部分を含んだ家賃制度となっております。これは、平成8年度の国の制度改正によってそれぞれ導入したという状況でございます。

次に、6ページ、本市の状況についてご説明申し上げます。

住宅の管理戸数は、公営住宅で19,100戸、改良住宅で4,225戸でございます。ここで言う改良住宅は、旧同和対策に係る住宅を挙げております。市営住宅にも、建設の根拠となる法律とか、あるいは事業の成り立ちによって、それぞれ違う住宅がございます。

内訳は7ページをご覧くださいとありますが、公営住宅法で建設した

ものが66団地ございまして、19,032戸。都市再生住宅と申しますのは土地
区画整理事業で建設したもので、二条市営住宅の40戸でございます。単費住宅
というのは国の補助を受けずに建設したもので、鈴塚市営住宅の一部及び周山市
営住宅の25戸でございます。特定公共賃貸住宅は中堅所得者向けの住宅で、鳥
谷市営住宅の一部3戸でございます。

改良住宅でございますが、これは14団地3,565戸。小規模改良住宅は、小
集落地区改良事業、通常の改良事業より少し規模の小さいエリアで実施した改良
事業でございますが、山ノ本市営住宅44戸でございます。更新住宅は改良住宅
の建て替えにより建設したもので、楽只の21棟ほか6棟270戸でございます。
旧地域改善向け公営住宅は旧同和地区において公営住宅法により建設したもので、
壬生市営住宅の1棟ほか346戸でございます。旧同和対策に係る住宅は、合わ
せて4,225戸になっております。

その次の都市再生住宅、旧コミュニティ住宅でございますが、これは東九条地
区の住宅市街地総合整備事業により建設した住宅、これが125戸でございます。
旧同和対策以外の改良住宅は、北河原市営住宅、三条鴨東地区の住宅地区改良事
業で建設したものの199戸でございます。同和対策以外の住宅は、合わせて32
4戸でございます。

この7ページ、8ページのところで、それぞれの事業の性質等について少し触
れさせてもらっております。ご参照いただければと思います。

次に、これまでの建て替え事業等でございます。6ページに戻っていただきま
すと、表の2段目でございます。これまでの建て替え戸数でございますが、公営
住宅では22団地3,214戸、改良住宅で5地区270戸を建設しており、建て
替え後の戸数の管理戸数に占める割合は、公営住宅で16.8%、改良住宅で6.
4%となっております。

このうち、公営住宅では、木造簡易耐火構造の住宅の建て替えが3,012戸、
15.8%となっておりますが、改良住宅には木造等の市営住宅がございませんで
したので、ゼロとなっております。

また、中層耐火構造の住宅では、公営住宅が202戸、占める割合では1.1%、
改良住宅で270戸、6.4%となっております。

建て替え事業の詳細につきましては、11ページをお開きいただけますでしょ

うか。市営住宅の建て替えの状況でございます。

公営住宅では、昭和20年代、30年代に木造や簡易耐火構造、簡易耐火構造というのはモルタル塗りの住宅ですが、ブロックづくりの住宅であるとか、そういったものがございました。こういった簡易耐火構造の住宅、これらを建設してまいりました。これらの住宅は耐火構造、いわゆる鉄筋コンクリートの住宅というふうにお考えいただけたらと思いますが、鉄筋コンクリートの住宅に比べまして耐用年数が短いということから、昭和60年度から建て替えを実施してまいりました。

一方、耐火構造の住宅につきましては、公営住宅については一部簡易耐火構造の住宅と混在していた広沢市営住宅を除いて、平成13年度から着手してまいりましたが、改良住宅につきましては建設当初から耐火構造の住宅を建設しており、平成12年度から実施しております。

今後の建て替え等につきましては、12ページをご覧くださいませでしょうか。築年数別戸数を挙げさせていただいております。市営住宅全体では、築20年から40年ほど経過した住宅が、既存ストックの72%を占めており、昭和40年代前半から60年代に市営住宅を大量供給してきたことがうかがわれます。

また、築30年以上の住棟は、公営住宅で46%、改良住宅で63%ございます。改良住宅のほうが築年数の経過している住宅の割合が高くなっております。

今後の建て替えにつきましては、築40年以上の住宅を中心として、今後数年間で具体的な検討を進める時期を迎えております。

また、これまで老朽・狭小住宅の改善、設備の改善を目的に建て替えを進めておりますが、住戸面積での市営住宅の分布、それについても表にしております。

13ページをお開きいただけますでしょうか。住戸面積別の戸数ということで、ここでは、50㎡以上の住棟が占める割合は、公営住宅で64%であるのに対して、改良住宅で41%。また、小さいほうの部分ですが、40㎡未満の住棟の占める割合は、公営住宅が22%であるのに対して、改良住宅34%というふうになっておりまして、改良住宅のほうが狭小住宅の占める割合が多くなっております。

また、14ページをお開きいただけますでしょうか。市営住宅の浴室の設置状況等の表をあらわしております。

ここでは、浴室のない住戸、「浴室なし」という欄でございますが、公営住宅では4.7%ですが、改良住宅では77.1%という状況になってございます。改良住宅に浴室がない住戸が多いというのは、改良地区に市営共同浴場があることから浴室を設置してこなかったということにもよりますが、昭和54年度建設の田中宮市営住宅で初めて浴槽設置スペースを設置しております。また、昭和56年度建設の錦林市営住宅で初めて浴室を設置しております。

参考までに、公営住宅では、昭和37年度建設の八条市営住宅から浴槽設置スペースを設置しております。また、昭和45年度建設の醍醐南市営住宅からは浴室を設置してきております。

次に、簡単に建て替えのイメージを見ていただきたいというふうに考えております。

15ページを見ていただきたいと思います。

これは実際の団地ではございません。架空の団地でございますが、建て替え前のほうですが、建ぺい率60%、容積率200%、高さ制限が20mという設定をしておりまして、もともとの住宅が戸当たり床面積35㎡、5階建てで40戸の住棟が2棟、合計で80戸建っていたと想定しております。

建て替え後の住宅は、住宅の規模が増えますので、住戸規模は65㎡という設定をしております。建物の階数を6階建てに増やして土地の有効利用を図りましても、48戸しか建設することができません。これは容積率とかそういった部分の関係でございますが、あるいは道路の拡幅や駐車場整備など、敷地の利用が制限される、あるいは建て替え前と同じ2棟の建設ができなくなる、あるいは同じ戸数を建設しようとしても容積率がオーバーしてしまう。また、勾配屋根あるいは高さの制限など景観への配慮、あるいは緑地整備など環境への配慮、こういったものも必要になってまいりますので、実際の計画に当たっては、隣接地との関係あるいは周辺環境との整合性、こういったものも配慮する必要が生じてまいります。したがって、建て替え事業では、現管理戸数が減るということをも前提とした計画が求められることが多くなってまいります。このイメージの場合は、80戸の住宅が48戸しか建設できないということで、32戸も減少するという状況になってございます。

そういう意味でいいますと、建て替え目前の住棟では新規の入居を制限する必

要もあるということから、次に空き家の状況の話になりますが、空き家が生じているというのも実情でございます。

次に、その空き家の状況でございます。すみませんが、また6ページに戻っていただきたいのですが、空き家戸数でございます。

公営住宅では1,798戸の空き家です。管理戸数に対して9.4%、改良住宅では840戸、19.9%となっております。このうち公募が可能な戸数は、公営住宅で1,092戸、改良住宅で162戸。活用戶数、これは建て替え事業での仮移転などで対応できる住戸でございますが、公営住宅で19戸、改良住宅で247戸。建て替えなどを予定していて公募ができない住宅、これは公営住宅で155戸、改良住宅で294戸。それから公募不適格な住戸、これは住戸が狭小であるとか、あるいは以前に火災があったというふうな住戸でございますが、これが公営住宅で532戸、改良住宅で137戸となっております。

なお、これらの空き家の状況の数字につきましては、平成20年4月1日現在のものであります。空き家戸数は入退去によって日々変化しておりますことをご了承願いたいと思います。

また、公営住宅の空き家公募は、年間600戸から700戸実施しておりますが、一方の改良住宅では、平成15年度から一般公募を実施しておりますが、4団地41戸を募集したにとどまっております。

次に、入居実態に問題があると思われる住戸でございます。

これは、入居者台帳に登録され家賃の納入もあるものの、玄関ポストや集合ポストにガムテープが張られているなどの住宅、そういったものの割合でございますが、公営住宅で0.8%、改良住宅で2.6%程度認められるという状況でございます。

次に、家賃の状況でございます。

平均家賃月額、公営住宅で26,900円、改良住宅で23,000円となっております。これは応能応益家賃制度のもとでは、建設時期が同じで住戸規模や設備も同じ住戸であれば公営住宅も改良住宅も同じ家賃となりますが、全体として見た場合、改良住宅は浴室がない住戸が多く、家賃算定の基礎となる利便性係数、これが低いというふうなこと、あるいは平均の住戸面積が狭く規模係数が低い、あるいは平均の経過年数も長い、そういったようなところから平均的家賃が

低くなっているものでございます。また、低収入減免の制度において公営住宅との格差があることも平均家賃を低くしている要因となっております。

次に、家賃の徴収状況でございますが、公営住宅では徴収率96.98%、改良住宅では95.68%となっております。

家賃の滞納状況でございますが、一番下の欄でございますが、12月以上の長期滞納が、公営住宅では3.9%、これに対しまして改良住宅では13.7%となっております。12月以上の長期滞納者に対する市営住宅の明け渡し等の法的措置、これにつきましては、公営住宅では昭和59年度から取り組んでおりますが、改良住宅では平成12年度からの実施となっております。平成12年度に改良住宅で実施したときは、60カ月以上の滞納者に対する法的措置を実施しておりました。これを徐々に滞納月数の短い者への措置に移行しておりまして、本年度からは公営住宅と同じ12月以上を対象としております。この長期滞納者の取組に対する時期の違い、そういったものが長期滞納の率に表れているというふうに考えております。

以上、簡単でございますが、公営住宅との比較も含めました改良住宅の現状についてご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま、改良住宅の管理・運営、それから建て替えの現状、課題について、公営住宅一般と比較しながらご説明を賜りました。どうぞ、ご自由にご質問やご意見をいただければと思います。よろしくお願いたします。

いかがでしょうか。どうぞ、安保先生。

【安保】 4ページの「その他」のところに、こういう問題があるという指摘があるんですけども、共益費の問題とか店舗の使用料の問題とか家賃減額等の問題とかは、その資料は今回出していただけるのでしょうか。

【新川】 いかがでしょうか。4ページのところに問題をいただいておりますが。

【事務局】 今ご説明させていただきましたのは、公営住宅と改良住宅の違いを中心に説明をさせていただきました。ちょっと説明不足というんですか、いわゆるその他で挙げております適正な共益費の算定と徴収、あるいは住宅内店舗の適切な使用料設定、家賃の減額に係る公営住宅との差、あるいは駐車場使用料の徴収、実はこういったもの、個々に課題がございます。今回、申し訳ございません、資料

を付けさせていただいていないんですけれども、次回のご論議のときに、個別の課題について論議を深めていただきたいと思っております、その時にはしっかりと資料を提出させていただきたいと思っております。

以上でございます。

【新川】 ありがとうございます。

安保先生、そういう事情のようですが、よろしゅうございますでしょうか。今ご質問があれば。

【安保】 今日は建て替えの問題を主にということですかね。

【新川】 そうですね。制度の違いと、わりと大きな全体像のお話が今日の中心だったかと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

【長谷川】 3ページの改良住宅の入居実態のところなんですけども、入居実態のない住宅や目的外使用であると思われる住戸が相当数存在しているということなんですけども、これ、一応数字を挙げていただいているんですけども、非常に失礼な言い方ですが、これが正確なのかなというふうなことを直感的に思ったんですけど。

【事務局】 確かに調べようがなかなかないのが実情で、先ほど説明でもありましたが、家賃の納入はあるんですが、玄関扉にガムテープが張られている、要するに郵便物とかが入らないようにされている住戸がある、あるいは1階の集合ポストのところにも張ってある。我々、明らかに空き家として管理しているところについては私ども自身がそういう形で整理をしておるんですけども、明らかに入居名義者もあって、家賃の納入もあるんですが、実際には住んでいらっやらないと思われるような住戸、そういったものも何%かあるという状況です。ただ、これは目視ですので、たまたま長期の入院をされているとかいう方もいらっやろうかと思えます。

ただ、市営住宅条例では、1カ月以上不在になるような場合は市長に届けなければいけないという形になっておりますので、そういった届け出も出ていないという状況でございます。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、中坊先生。

【中坊】 改良住宅についても今やっぱり高齢化というのは当然のことでございますので、

そのときに必要なのは医療機関との連携ではないかと思えますけれども、そういう視点に基づいて、市当局側はどのような配慮でなさっておるのでしょうか。

【新川】 いかがでしょうか。高齢化の度合いや、あるいは福祉や保健医療の観点での考え方ということについて今ご質問がございましたけれども、何か配慮していただいていることがあればお願いしたいと思います。高齢化率のほうはどんな具合ですか。

【事務局】 入居者の高齢化率、今、ちょっと手元に資料がございませんので、またお示しできたらというふうに考えますが、相当に高齢化率が高くなっております。というのは、公営住宅でも高齢者の方で入居を希望される方が多いわけですが、改良住宅の場合は、基本的には所得要件を問わないというところから、ずっと住んでいただいて結構ですという形になっておりますので、若い時からずっとお住まいの方が高齢者になれるという率はやはり公営住宅よりも多いんじゃないかというふうに考えております。

医療機関との連携等の問題ですけども、市営住宅の建て替え等を図る際にそういった部分も、今既にどこかでやっているかということ、なかなかそれはできていないのが実情なんですけども、そういったことも検討しながら建て替えを進めていく状況にもございます。また、国のほうの制度でもそういった施設との連携が必要だということで、国の制度そのものとしても取組が求められているという状況でございまして、これは改良住宅、公営住宅を問わず、やっていく必要があるという形になっております。

高齢者の割合でございまして、これは19年の状況ですが、改良住宅が30数%、それから公営住宅で20数%という、10%ぐらい差があるということです。

【新川】 それから、ついでに伺うのですが、建て替え時の考え方として、高齢者の割合が高いところは高齢世帯向けの対応、バリアフリーですけど、そちらの考え方というのは当然出てこようかと思うのですが、この辺はどのような対応になっているのでしょうか。

【事務局】 これまで、中層、いわゆる5階建てまでの市営住宅につきましてはエレベーターの設置ができないというのが何年前まではございました。したがって、バリアフリーがなかなか進まない。後付けでエレベーターを設置するというのはなかなか難しいもので、なかなか進んでいないというのが実情でございまして、

最近市営住宅を建て替える際には、3階建てとかいうふうな部分であってもエレベーターを設置する。そのことによって高齢者の方も上層階にまで上がっていただけるという状況になってございます。

また一方で、既存の市営住宅であっても、後付けでございますけども、エレベーターを設置することによってバリアフリー化を進めるという状況でございます。

また、住戸内の段差解消、こういったものにも取り組んでいる状況でございます。

【新川】 ありがとうございます。

そのほか。どうぞ、山本委員。

【山本】 14ページを見ますと、市営住宅の浴室設置状況のところは、公営住宅と改良住宅とではドラスティックに比率が違うようですね。公営住宅だと84%近くが浴室があって、改良は15.6%しかない。今説明の中にもありましたように、公衆浴場があるからということですけども、鶏が先か卵が先かの論議じゃないけれども、これから改良住宅を建て替え云々していくときに、やっぱり浴室は設置する方向に持っていくということなんでしょうかね。その辺のところはいかがですか。

【事務局】 今建て替えている分につきましては、すべて浴室を設置している状況でございます。

【事務局】 それと、改良住宅に浴室がないというのは、経過的に申し上げますと、やはり旧同和地区は非常に不良住宅が密集しておって、その環境改善を緊急に大量にしなければならんと。そういう意味でいうと、戸数をまず大量に確保する必要があるということで、そういう意味で平米数が結果的には公営に比べると小さい、そういうのをより多くつくっていくというのが当時求められておったと、そういうような経過もあったかというふうに考えております。

【新川】 ありがとうございます。

どうぞ、中坊先生。

【中坊】 全く要望ですけども、今おっしゃったように、やはり浴室の問題が非常に重要な問題ではないかと思うんですね。現に改良住宅とか住宅というものの問題については、時代の変化で非常に変化していますね。だから、そういう点を市当局がよほど考えて、将来に向けてどういうことになっていくんだろうか。私の知っ

ている限りでは、まず、公営住宅の決定的な位置付けということになってきますと、まず、ある場所が駅近なんですね。いわゆる公共交通のところとどのように立地しておるか。それもできれば3分以内というようなところの立地が決定的に重要であって、まずそういうところから始まって、今言ったような浴室であるとか広さであるとか、そういうようなことが非常にきめ細かく対応されていくことが必要である。こういう公の施設になってくるとどうしてもそれが画一性になってきて、それに遅れてしまっているという状況ではないかと思うので、こういう改良住宅については、特にそういうような点。

先ほど言いました医療等の問題、買い物はどこですかという問題、あるいは子供のおるところであれば小中学校あるいは保育園との距離の問題であるとか、そういうようなことが決定的に重要ですから、そういうような諸要素を概念的ではなしにやはり具体的に考えていただくことが、非常にきめ細かい配慮というものが必要ではないか。しかも将来の予測というものをやはり考えていただいて、それが当たるということでないとい具合が悪いと思うので、そういう点を要望しておきたいと思います。

【新川】 どうもありがとうございました。ご意見を賜りました。

そのほか、いかがでしょうか。山下委員、どうぞ。

【山下】 今、ちょうどコミュニティセンターのお話があって、今回、改良住宅ということで個別にいろいろとお話をお伺いしながら、ご意見を聞かせていただいているんですけども、先ほどのお風呂の設置状況に関しては、改良住宅にないのは、公共の浴場が各地域にはあったので、それをご利用される方がいらっしゃるからなかったという背景があるということをお聞きしたんですけども、多分、今後、この浴場の件も議題に上がってくるかと思うんですが、個別でありながら、おそらく地区の1つのまちの在り方といいますか、地域の在り方というところが大きい状況になるのかなと思います。

先ほどのコミュニティセンターも、公に一応開放されているということでしたけれども、やはり地区外の人になかなか地区の中に入っていけない理由の中には改良住宅の問題があったり浴場の問題があって、地域的になかなかどうしても足が、その中に足を踏み込んでいろいろな施設を利用しようということがなかなか難しい状況があるのかなと思いますので、もし建て替えを今後、40年以上たっ

ているところからされるというのであれば、例えば、建て替え後の改良住宅の中にコミュニティセンターに当たるような集会所を設けるとか、何か1つ、もちろん改良住宅には建て替え後にはお風呂がついていて、公共の浴場の問題も少しそこで解決に向かえるような何か1つの方向性が考えられるような建て替えの仕方というのがあるのかなと思いますので、住居だけの建て替えということだけでなく、その中に例えばコミュニティセンターの問題であったり諸々の問題、浴場の問題というのも絡んでくるのかなと思いますので、個別でありながら連携していった考え方もできるのではないかなというふうに思いました。

以上です。

【新川】 むしろ1つのまちとして一体的にいろんな機能をあわせて考えていく必要があるのかということだろうと思います。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、安保さん。

【安保】 私も建て替えの問題は、公営住宅の問題と違って、改良住宅に入られた方は、やっぱり自分の土地建物を売られてここに入られて、ここで生まれ育って住んでいられて、ここで一定のコミュニティをつくっている方であるわけで、そうすると、基本的にはまちづくりをどうしていくかの問題だと思いますので、そういう視点も含めて考えていかないと、単に建て替えの問題だけではないのかなというふうに考えています。

【新川】 どうもありがとうございました。

いろいろご意見をいただきましたが、今日のところはおおよそ予定をしておりました時間、そろそろ来ておりますけれども、何かこれだけはということがございましたら。

よろしゅうございますでしょうか。

改良住宅の問題につきましても、最初に申し上げましたように、まだまだ議論をしなければならないところがたくさんございます。今日いただきましたご意見に基づきまして、またご指摘のありました資料等も調整をさせていただいて、次回、もう少し具体的な議論に入っていきたいと思います。また、今日たくさんいただきましたご意見も踏まえて、次回、改めて整理をさせていただくことにしたいと思っております。

今日のご議論につきましては、とりあえず以上のところで収めさせていただき、

次回，事務局のほうに資料等お願いをいたしまして，改めて議論をさせていただきたいと思いますが，委員の皆様方，よろしゅうございますでしょうか。

事務局のほうも，準備方，ひとつよろしくお願いをいたします。

それでは，本日の議事に当たる分につきましては以上にさせていただきたいと思います。

「その他」というのがございますが，委員の皆様方から何かご意見がございましたら。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局】 それでは，いつもと同じ内容でございますけれども，事務局のほうから少し補足をさせていただきます。

本日お手元の配付資料の中に，資料5というのがつけてございます。市民の皆様からいただいた意見，今回は前回の第3回の研究会のときにご出席いただきました方からご意見を頂戴しておりますので，いつものように添付をさせていただきました。

それから，次回以降の研究会についてでございますけれども，前回の総点検委員会のときにご説明申し上げましたように，8月につきましては，今回を含めまして，もう一度総点検委員会を開催させていただきたいという方向で調整してございます。原則どおりでいきますと，第3水曜日ということで，そのあたりを中心に，今，既に日程調整をお願いしておりますけれども，早急に日程を確定させていただきまして開催させていただきたいと思っております。

それから，本日から議題に入っておりますコミュニティセンターの在り方，改良住宅の管理・運営及び建て替えの在り方につきましては，資料がまだ出し切れていない部分もございますということと，非常に過密なスケジュールで盛りだくさんの検討をお願いしておりますが，今日もいくつかご質問を頂戴しておりますけれども，十分な時間がとれない関係で，また質問し切れていないということもあろうかと思っております。個々に質問がございましたら，どうぞ，委員長を通じてでも事務局へ直接でも結構ですので，お問い合わせなり資料の要求なりをいただきましたら，それぞれいただいたご質問，資料につきましても，全員の委員の皆様へ還元できるような形で準備をさせていただきたいと思っておりますので，ちょっと過密なスケジュールの中で，我々事務局としても精一杯その辺は努力させていただ

きますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

以上、今後の進め方等々、事務局からもございましたが、今月、お忙しいところ恐縮ですが、もう一度総点検委員会を開かせていただきたいと考えてございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、長い時間にわたりましてご協力をいただき、熱心にご審議をいただきました。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、第5回京都市同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会を終えさせていただきます。

どうも、長い時間ご協力ありがとうございました。

了